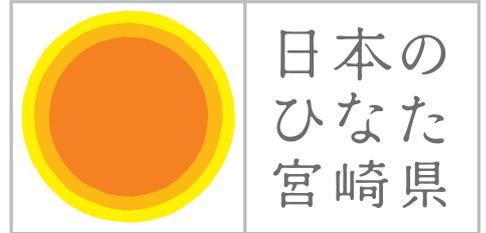


労働 やみざき

主な内容

2024.3 no.460

令和6年度前期技能検定試験を実施します	1
仕事と生活の両立応援宣言のご案内	2
労働局からのご案内	3
UIターン就活応援補助金のご案内	4
小・中学生に「ものづくり」の現場を見せてくださる事業所を募集します	4
労使トラブルはあっせんで解決	4
「働き方改革アドバイザー派遣事業報告会」を開催しました!	4
ハロートレーニング受講生募集のお知らせ	5
働き方改革研修会を開催しました!	5
労働相談Q & A	6
令和5年労働組合基礎調査結果のお知らせ	7
「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度のご案内	7
協会けんぽからのお知らせ	8
みやざきJOBパーク+(プラス)のご案内	8
県雇用労働政策課のメルマガをご活用ください	8



令和6年度前期技能検定試験を実施します

技能検定とは?

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または都道府県知事名(2級、3級)の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

1 受検申請受付

令和6年4月3日(水)から4月16日(火)まで

2 受検案内交付場所

宮崎県雇用労働政策課、宮崎県職業能力開発協会及び最寄りの市町村役場で交付します。

3 実施日

令和6年6月6日(木)から令和6年9月8日(日)までの期間で別途指定します。

4 合格発表日

令和6年8月30日(金) 3級のみ
令和6年10月4日(金) 1級、2級、単一等級

お知らせ

本人確認書類の提出

受検申請時に、本人確認書類(写し)の提出が必要になります。

(例) 運転免許証、日本パスポート等



お問合せ先

宮崎県職業能力開発協会 TEL: 0985-58-1570

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL: 0985-26-7107

「仕事と生活の両立応援宣言」

宣言企業・事業所募集！

「仕事と生活の両立応援宣言」とは、企業・事業所のトップの方に従業員が仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言していただく制度です。

登録後は宣言書(右見本)を額縁に入れてお渡しするとともに、県庁HPで公表するなど、広くご紹介させていただきます！



～新しい登録企業のご紹介～

◇1月登録◇

- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 神宮店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 木花店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 清武店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ くにとみ店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 川南店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 都農店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ さいと店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 佐土原店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 田野店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 綾店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 一ヶ岡店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 高千穂店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 門川店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ ひら店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 北方店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 北川店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 日之影店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 五ヶ瀬店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ さいごう店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 神門店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ うなま店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 諸塚店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 椎葉店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 岩戸店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 高崎店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ いいの店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ かくとう店

- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 山田店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 南郷店
- ・株式会社エーコープみやざき Aコープ 大東店
- ・ゴロウ商店株式会社 道の駅きたごう

◇2月登録◇

- ・社会医療法人慶明会
けいめい記念病院
- ・公益社団法人
日南市シルバー人材センター

◇3月登録◇

- ・東洋事務器株式会社 国富支店
- ・株式会社吉田喜五郎商店
- ・一般社団法人 日南市観光協会

登録企業件数

令和6年3月1日現在

累計1,616件

(廃業等により登録を終了した事業所を除く)

宮崎県 仕事と生活の両立

◆お問合せ・お申込み先◆

宮崎県雇用労働政策課 TEL:0985-26-7106

E-mail:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp



2024年4月から

労働条件明示のルールが変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項等
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	<p>1. 就業場所・業務の変更の範囲【労働基準法施行規則第5条の改正】</p> <p>全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。</p>
有期労働契約の 締結時と更新時	<p>2. 更新上限の有無と内容【労働基準法施行規則第5条の改正】</p> <p>有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。</p> <p>更新上限を新設・短縮する場合の説明【雇止め告示※2の改正】</p> <p>下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合 ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合
無期転換ルール※5に基づく 無期転換申込権が発生 する契約の更新時	<p>3. 無期転換申込機会【労働基準法施行規則第5条の改正】</p> <p>「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3 に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。</p> <p>4. 無期転換後の労働条件【労働基準法施行規則第5条の改正】</p> <p>「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3 に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。</p> <p>均衡を考慮した事項の説明【雇止め告示※2の改正】</p> <p>「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※4（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。</p>

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

※5 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

（注）無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。



◆お問合せ・お申込み先◆
宮崎労働局雇用環境・均等室
TEL:0985-38-8821

無期転換
ポータルサイト



人事・採用担当の方へ ぜひUIJターン求職者に御案内ください！

令和6年度からUIJターン就職にかかる 求職者の交通費・宿泊費を補助します

【対象】 県外在住で、県内企業への就職・転職のためにインターンシップ、就職説明会、採用面接等に参加する学生や一般求職者

※「ふるさと宮崎人材バンク」への登録が必要になります。

【補助額】 最大 **5万円** (交通費・宿泊費の1/2、30歳未満は2/3) ×年 **2回**まで

※求職者1人当たり。

宮崎県 UIJ ターン就活応援補助金

検索



小・中学生に「ものづくり」の現場を 見せてくださる事業所を募集します。

県では令和6年度より、小・中学生を対象とした現場見学事業を行います！

日頃、あまり目にする機会のない「ものづくり」の現場を見学してもらうことで、県内の小・中学生がものづくりの楽しさに触れ、技能に興味をもってもらうための現場見学事業です。県内企業の持つ技術力や技能の素晴らしさを若い世代へ伝えましょう！

高校生等向けの現場見学事業もあります。詳しくはお問い合わせください。

◆お問合せ先◆ 宮崎県技能士会連合会 TEL：0985-58-1553



労使トラブルはあっせんで解決！

宮崎県労働委員会では、労働者個人・労働組合と使用者との間に生じた労働関係のトラブルの解決をサポートするため、労働委員会が間に入り話し合いによる解決を図る「あっせん」を行っています。

あっせんは無料で利用できますので、お気軽にご相談ください。

働くあんしんサポートダイヤル

0985-26-7538

宮崎県労働委員会

宮崎市橘通東1丁目9番10号
(県庁3号館6階)
FAX:0985-20-2715



「働き方改革アドバイザー派遣事業報告会」を開催しました！

宮崎県では、働き方改革について専門的なアドバイスができる人材を県内企業に派遣し、職場環境整備を支援する事業を行っています。また、令和6年2月26日(月)に報告会を実施し、今年度派遣を受けた企業が、取組内容、成果、今後の課題等について、報告を行いました。



ハロートレーニング(公共職業訓練)

受講生募集のお知らせ



県では、離職者の方が就職に必要な知識やスキルを習得し、早期就職するための職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

県内各地区で随時開講していますので、コースの詳細はお近くのハローワークまでご相談ください。

1 受講対象者

ハローワークに求職申込みを行い、訓練受講のあっせんを受けられる方。

詳しくはこちら



2 授業料

無料です。ただし、テキスト代や資格取得試験にかかる受検料等は実費負担となります。

3 申込方法

お住まいの住所を管轄するハローワークで職業相談のうえ、お申込みください。

4 募集中の職業訓練

地域	訓練科名	訓練期間	職場実習	託児付き	定員	募集日程	選考日	訓練日程	委託先訓練実施機関
日向	パソコン基礎・販売科	3か月	-	-	20名	3/7 ~ 4/19	4/30	5/23 ~ 8/22	日向高等職業訓練校
高鍋	IT事務会計科	3か月	-	-	20名	3/5 ~ 4/17	4/25	5/21 ~ 8/20	東児湯高等職業訓練校
	パソコン・販売基礎科	3か月	-	-	20名	4/3 ~ 5/20	5/28	6/18 ~ 9/17	西都高等職業訓練校
宮崎	情報処理技術者養成科	6か月	-	5名	20名	2/29 ~ 4/12	4/22	5/16 ~ 11/15	ライブビジネススクール
	パソコン・事務スキルアップ科	3か月	-	5名	20名	3/8 ~ 4/22	5/1	5/24 ~ 8/23	宮崎高等技術専門校
	不動産スキル事務科	5か月	-	5名	20名	3/29 ~ 5/15	5/23	6/13 ~ 11/12	日建学院 宮崎校
	パソコン会計事務実践科	4か月	あり	5名	20名	4/4 ~ 5/21	5/29	6/19 ~ 10/18	パソコンスクール モノリス宮崎
小林	ITビジネス活用科	3か月	-	-	20名	3/7 ~ 4/19	4/30	5/23 ~ 8/22	小林高等職業訓練校
都城	介護職員初任者研修科	3か月	あり	-	20名	3/15 ~ 4/30	5/10	5/31 ~ 8/30	都城コアカレッジ
日南	ビジネスパソコン科	3か月	-	-	20名	3/6 ~ 4/18	4/26	5/22 ~ 8/21	日南高等職業訓練校

◆お問合せ先◆ 宮崎県立産業技術専門校 TEL : 0983-42-6509
宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL : 0985-26-7107

働き方改革研修会を開催しました!

県内企業の労働力の確保・定着を目的として、12月7日(木)・1月11日(木)・2月8日(木)に、働き方改革研修会をオンラインで実施しました。

1回目は「長時間労働の上限規制対策」、2回目は「ハラスメント防止(パワハラ法)対策と女性活躍推進」、3回目は「ワークライフバランスで生産性向上~個人も組織も成長へ~」をテーマに、講師の方にお話しいただきました。

受講者からの感想

とても分かりやすく、かつ他人事ではなく自分事として捉えられました。ぜひ、今後も多くの方へ発信していただきたいと思います。

受講者からの感想

弊社において人材不足は課題の1つでありますので、退職金制度の見直しや募集要項の工夫等を今一度考える良い機会となりました。



労働相談 Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 当社は障害者を雇用したことがないのですが、今後障害者を募集・採用をする際や採用後に知っておくべきことがあれば教えてください。

A 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められていますが、特に障害者にも周知されるべき、差別の禁止や合理的配慮、相談体制の整備・苦情処理についてお答えします。

1 雇用分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

<募集・採用時>

- ・単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ・業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ・労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること など

2 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。

<募集・採用時>

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

<採用後>

- ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行ったりするなど作業手順をわかりやすく示すこと
- ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること など

合理的配慮は障害者ごとに多様かつ個別性が高いので、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とよく話し合った上で相互理解の中できめていただく必要があります。

なお、上記1、2については、詳しくは「障害者差別禁止指針」(平成27年厚生労働省告示第116号)、「合理的配慮指針」(平成27年厚生労働省告示第117号)及び「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A」を御参照ください。

3 相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

行政機関による紛争解決の援助の窓口は「宮崎労働局職業安定部」になります。事業主による法令違反等事案に対しては、公共職業安定所が助言、指導、勧告により是正を図っています。また、障害のある労働者と事業主の話合いによる自主的な解決が難しい場合には、関係当事者の申立て等に基づき、①宮崎労働局長による助言、指導、勧告、又は②障害者雇用調停会議による調停により、紛争の早期解決を支援しています。

このようなことを知っていただくことにより、障害者の雇用に対する労使の理解が促進され、障害者雇用が広がることを期待しています。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

相談先 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

宮崎県中小企業労働相談所

検索

お問合せ先 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106

令和5年労働組合基礎調査結果のお知らせ

厚生労働省では、労働組合の状況を明らかにするため、毎年6月30日を基準日として、国内全ての労働組合を対象に「労働組合基礎調査」を実施しています。このたび、県内分の調査結果を取りまとめましたので、その概要を紹介します。

労働組合数及び組合員数の推移

年	組合数	組合員数	対前年増減数	
			組合数	組合員数
令和元年	489	48,230	1	△ 600
令和2年	478	47,630	△ 11	△ 600
令和3年	474	47,296	△ 4	△ 334
令和4年	469	47,120	△ 5	△ 176
令和5年	460	46,778	△ 9	△ 342



働きやすい職場「ひなたの極」認証制度のご案内

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を知事が認証する制度です。

令和6年3月1日現在、累計66の企業・事業所が認証されています。

申請は随時受け付けております。貴社も目指してみませんか？

○認証基準改正のお知らせ

令和6年4月1日から

審査方法の一部変更について

- ・厚生労働省が毎年発表している就労条件総合調査の「労働者一人平均年間休日総数」を超える日数の年間休日を設けている企業に関しては、超えている部分の日数を取得日数に加算して審査を行います。
- ・年次有給休暇取得率算定対象労働者を「フルタイム労働者」から、「10日以上年次有給休暇が付与されている労働者」に変更します。

新規項目の創設について

- ・「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」の策定、「仕事と生活の両立応援宣言」、「ひなたの出会い・子育て応援運動」の登録状況を問う項目を創設します。
 - ・就業規則等の賃金昇給に関する記載及び記載内容に基づいた昇給実績を問う項目を創設します。
- ※従来の「仕事と生活の両立応援宣言」のみの登録状況を問う項目は廃止とします。

\\ 詳細については、県ホームページをご覧ください。下記連絡先にお問合せください！ //

◆お問合せ・お申込み先◆

宮崎県雇用労働政策課

TEL：0985-26-7106

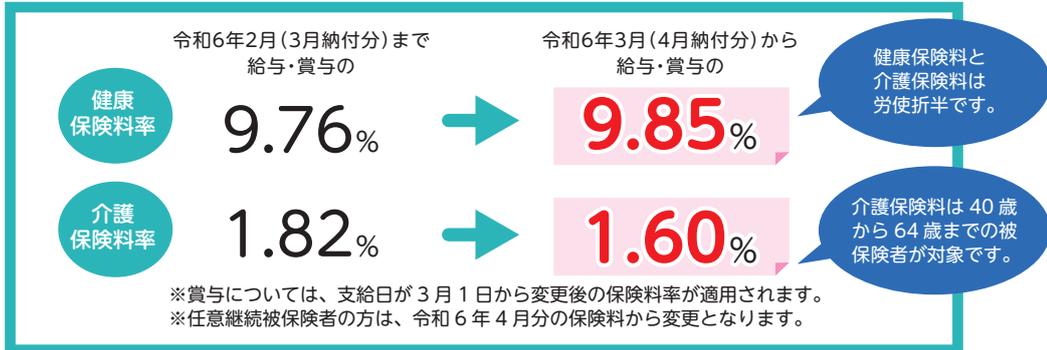
E-mail：koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県 ひなたの極 検索



協会けんぽ宮崎支部より 保険料率のお知らせです

令和6年3月分(4月納付分)から協会けんぽ宮崎支部の『健康保険料率』および『介護保険料率』は変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。



保険料率について 協会けんぽの保険料率は、それぞれの都道府県の加入者一人あたりの医療費※に基づいて算出しているため、都道府県ごとに異なります。※都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差を調整しています。

そのため、医療費の伸びを抑えることで、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

健診受診や保健指導の利用、医療機関への早期受診など引き続き健康づくりへの取組みにご協力をお願いします。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
TEL:0985-35-5364 (代表)

若者の“働きたい”をワンストップでサポート! みやざきJOBパーク+(プラス)

Q みやざき JOB パーク+って?

A ヤング JOB サポートみやざき、宮崎わかもの応援ハローワーク宮崎駅前コーナー、宮崎ひなた暮らし UIJ ターンセンターの3施設の総称です。

同じフロアに3つの施設が配置されているため、就職に関する相談から就活対策、職業紹介まで、ワンストップで支援を受けることができます。

Q 利用できる時間帯は?

A 各施設によって、利用できる時間は異なります。ご利用にあたり予約が必要な場合もありますので、事前にお問合せください。

宮崎駅から徒歩1分!



詳細はこちら



	ヤング JOB サポートみやざき	宮崎わかもの応援ハローワーク 宮崎駅前コーナー	宮崎ひなた暮らし UIJ ターン センター
利用時間	月曜～土曜 9:00～18:00	月曜～土曜 9:15～18:00	月曜～金曜 9:00～18:00
問合せ先	0985-23-7260	0985-61-6201	0985-27-3685

県雇用労働政策課のメルマガをご活用ください!

●求職者向けメルマガ

配信内容

就職説明会・セミナー・インターンシップなどの就職関連イベント情報、奨学金返還支援について

配信頻度 月2回



●企業向けメルマガ

配信内容

県が主催する就職説明会の参加企業募集のご案内、補助金等のお知らせ、企業向けセミナーのお知らせ

配信頻度 不定期

